

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和 7 年 10 月 1 日

山口県知事 村岡 嗣政

1 委託業務の内容

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名
令和 7 年度山口県地震被害想定調査業務
- (2) 業務内容
「3 応募要項の配布」により配布する仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
「3 応募要項の配布」により配布する仕様書のとおり

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 単独事業者の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- イ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和 7 年山口県告示第 2 1 4 号）に基づく資格審査において、大分類「04・調査・研究」小分類「01・調査・分析（統計調査を除く。）」について業務委託の特 A 又は A の等級に格付けされている者であること。
- ウ 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- エ この手続の開始の日から令和 7 年 1 1 月 5 日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- オ 本業務に関して、事業者グループ（複数の事業者がグループで本プロポーザルに参加している場合をいう。以下同じ。）の構成員として、参加していないこと。
- カ 過去 5 年度間（令和 2～6 年度）に、国又は他都道府県の委託を受けて地震被害想定調査業務に相当する業務を施行した実績を有していること。なお、地震被害想定調査業務に相当する業務とは、地震動の計算と行うとともに、地震動により発生する物的・人的被害を含む広範な被害を算出する業務とし、これらの一部のみを行う業務（地震動の計算を伴う構造物の耐震設計業務、自然災害による被害額算出業務など）は含まれない。
- キ 技術士法に基づく技術士資格（建設部門（土質及び基礎又は河川、砂防及び海岸・海洋）又は応用理学部門（地球物理及び地球化学又は地質）又は総合技術監理部門（こ

れらに該当する選択科目))を有し、技術士法による登録を行っている者を有すること。また、それらの者から本業務の管理技術者及び照査技術者を配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者は、カに示す業務1件以上の実績を有する者とする。

(2) 事業者グループの場合

ア 全ての構成員が、上記(1)ア～オの要件を満たしていること。

イ 事業者グループのいずれかの構成員が、上記(1)カ～キの要件を満たしていること。

ウ 構成員が、単独事業者又は他の事業者グループの構成員として、本業務に参加していないこと。

3 応募要項の配布

令和7年10月1日(水) 9時から令和7年10月28日(火) 17時まで、山口県総務部防災危機管理課のホームページに掲載するので、ダウンロードすること。

(URL) <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/>

「令和7年度山口県地震被害想定調査業務の公募型プロポーザルの実施について」

4 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出場所

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県総務部防災危機管理課 防災企画班

(3) 受領期限

令和7年10月28日(火) 17時(必着)

5 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は郵送とすること。なお、郵送の場合は書留とし、発送後は郵送した旨を電話すること。

(2) 提出場所

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県総務部防災危機管理課 防災企画班

(3) 受領期限

令和7年11月5日(水) 17時(必着)

6 審査

審査は、令和7年度山口県地震被害想定調査業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

7 その他

(1) この手続の開始後に、2(1)イに掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年10月8日(水) 17時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課防災企画班（電話 083-933-2360）に問い合わせること。